

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 熊本県熊本市中央区水前寺三丁目3番25号

氏名 河津造園株式会社

代表取締役 先崎 尚祐

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 佐藤 樹一郎

許可の年月日 令和8年6月19日

許可の有効年月日 令和13年6月18日



1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬 積替え又は保管行為を含まない 以下余白

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含まない）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含まない）、ガラスくず等（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含まない）、がれき類

（以上8種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。含まない：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え又は保管行為を含まない。

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年6月19日	産業廃棄物収集運搬業許可
令和8年6月19日	産業廃棄物収集運搬業更新許可

5. 積替え許可の有無

有・☒無 市名 許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・☒無